第２　障がいのある人の現状等

１　障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加しています。
また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、298,536人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で 4,226人増加しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成20年度（2008年度）末の 5.3%から、平成30年度（2018年度）末で 5.6%と 0.3 ポイント増加しています。全国においては、5,087,257人で、人口比4.0%となっています。

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、63,048人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で 20,035人増加しています。　また、北海道の人口に占める割合は、平成20年度（2008年度）末の 0.8%から、平成30年度（2018年度）末で 1.2%と 0.4 ポイント増加しています。
全国においては、1,115,962人で、人口比0.9%となっています。

(3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成30年度（2018年度）末現在で、167,208人となっており、平成20年（2008年）12月末と比較すると、10年間で 36,827人増加しています。北海道の人口に占める割合は平成20年度（2008年度）末の 2.4%から、平成30年度（2018年度）末で 3.2%と 0.8 ポイント増加しています。
なお、精神保健福祉手帳交付者数は、平成30年度（2018年度）末現在で、48,780人となっており、平成20年度（2008年度）末と比較すると、10年間で 22,865人増加しています。
北海道の人口に占める割合は平成20年度（2008年度）末の 0.5%から、平成30年度（2018年度）末で 0.9%と 0.4 ポイント増加しています。
全国においては、1,062,700人で、人口比0.8%となっています。

		20年度（2008年度）	21年度（2009年度）	22年度（2010年度）	23年度（2011年度）	24年度（2012年度）	25年度（2013年度）	26年度（2014年度）	27年度（2015年度）	28年度（2016年度）	29年度（2017年度）	30年度（2018年度）
身体障がい者	18歳未満	4,993	4,733	4,617	4,730	4,570	4,394	4,251	3,829	3,746	3,605	3,507
	18歳以上	289,317	290,159	292,411	301,061	298,126	297,163	295,515	300,456	298,436	296,542	295,029
	合計	294,310	294,892	297,028	305,791	302,696	301,557	299,766	304,285	302,182	300,147	298,536
	人口に占める割合	5.3%	5.3%	5.4%	5.6%	5.5%	5.5%	5.5%	5.6%	5.6%	5.6%	5.6%
知的障がい者	18歳未満	9,853	10,580	11,287	11,838	12,371	12,795	13,539	13,402	13,827	14,100	14,271
	18歳以上	33,160	34,540	35,830	37,211	38,819	40,314	41,510	43,708	45,265	46,971	48,777
	合計	43,013	45,120	47,117	49,049	51,190	53,109	55,049	57,110	59,092	61,071	63,048
	人口に占める割合	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%
精神障がい者	保健所把握数	130,381	136,073	125,993	127,863	136,382	143,344	144,430	155,351	157,679	165,022	167,208
	精神保健福祉手帳交付者数	25,915	28,907	31,369	32,748	36,100	40,000	37,463	43,852	46,327	46,986	48,780
	保健所把握数の人口に占める割合	2.4%	2.5%	2.3%	2.3%	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	2.9%	3.1%	3.2%
人口		5,543,556	5,520,894	5,498,916	5,474,216	5,465,451	5,463,045	5,431,658	5,401,210	5,370,807	5,339,539	5,304,413

※手帳交付者数は各年度末現在。　※保健所把握数は、平成26年度(2014年度)まで各年度12月末現在
※人口は、平成24年度(2012年度)までは年度末現在。平成25年度(2013年度)からは、翌年1月1日現在
※資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図３　【障がい者数の推移】

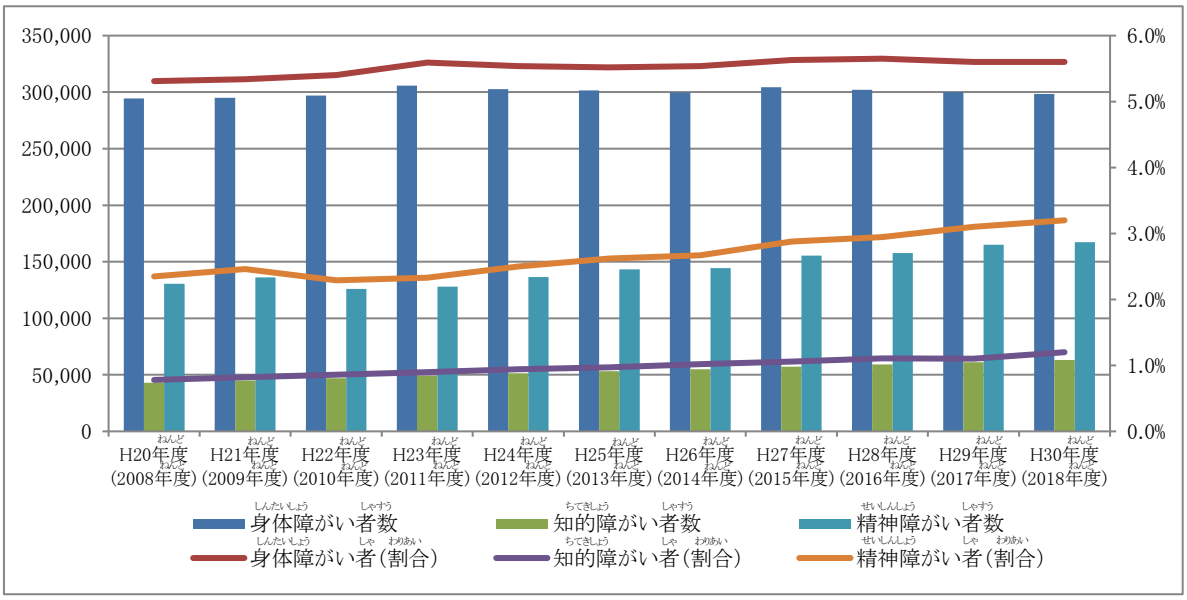

・発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年（2010年）の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年（2011年）８月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害（発達障害を含む。）」と規定されました。

また、発達障害者支援法の施行から 10年が経過し、平成28年（2016年）に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。

・高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残すおそれが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成23年(2011年)８月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年(2013年)４月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元年（2019年）７月に361疾病に拡大されています。

２　サービス提供体制の現状と評価

(1) サービスの利用状況

① 障害福祉サービスの利用状況（令和２年（2020年）３月分）

障害福祉サービスの利用者は55,765人となっており、うち入所施設利用者が9,458人となっています。

	サービス種類	単位	令和元年度(2019年度)		サービス種類	単位	令和元年度(2019年度)
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間	353,733	日中活動系	生活介護	人日	374,267
			286,222				351,961
			80.9%				94.0%
居住系	共同生活援助	人	11,886		自立訓練（機能訓練）	人日	508
			12,189				337
			102.5%				66.3%
	施設入所支援	人	10,126		自立訓練（生活訓練）	人日	8,838
			9,458				6,394
			93.4%				72.3%
					就労移行支援	人日	35,739
							24,703
							69.1%
					就労継続支援（Ａ型）	人日	102,744
							85,096
							82.8%
					就労継続支援（Ｂ型）	人日	352,785
							328,465
							93.1%
					療養介護	人	1,291
							1,283
							99.4%
					短期入所（福祉型）	人日	18,158
							11,569
							63.7%
					短期入所（医療型）	人日	2,274
							655
							28.8%

※上段：計画　下段：実績

また、第５期計画で定めたサービス見込量に対する令和元年度(2019年度)の実績では、施設入所支援が93.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は102.5%、訪問系サービスは80.9%、日中活動系サービスの生活介護は94.0%、就労継続支援（Ｂ型）が93.1%となっています。

② 障害児通所支援等*9の利用状況（令和２年（2020年）３月分）

障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で64,551人、放課後等デイサービスでは112,942人となっております。

	サービス種類	単位	令和元年度(2019年度)		サービス種類	単位	令和元年度(2019年度)
入所	福祉型	人	372	通所	児童発達支援	人日	64,551
	医療型	人	163		医療型児童発達支援	人日	349
					居宅訪問型児童発達支援	人日	19
					放課後等デイサービス	人日	112,942
					保育所等訪問支援	人日	188

(2) 入所施設の状況

令和２年（2020年）４月１日現在の入所施設数は、204施設で定員は10,508人となっています。

また、令和２年（2020年）３月の入所施設の利用者数は、9,558人となっており、平成29年（2017年）３月利用者数から305人の減となっています。

区分	入所施設数（定員）				入所施設利用者数	
	H29.4.1		R2.4.1		H29.3	R2.3
障害者支援施設	209	10,929	204	10,508	9,863	9,558

(3) 居住支援の状況

グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年（2006年）と比較すると定員の大幅な増加がみられます。

また、令和２年（2020年）３月利用者数は、12,189人となっており、平成29年（2017年）３月利用者から1,792人の増となっています。

【グループホームの指定・整備実績】

		H18.4	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4
グループホーム	か所数	635か所	321か所	377か所	433か所	525か所	626か所
	利用定員	2,960人	4,672人	6,555人	9,579人	11,140人	13,148人
伸び率（R2/H29）							118.03%

※H26.4まではグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の合計です。

(4) 工賃（賃金）の状況

令和元年度（2019年度）における道内の事業所（就労継続支援事業所1,125か所）における月額一人当たり平均工賃（賃金）は、28,738円となっており、このうち、就労継続支援Ｂ型事業所（901か所）では、19,078円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃（賃金）向上に向けた更なる取組が求められています。

《工賃とは》

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。（障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）

《賃金とは》

賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。（労働基準法）

【令和元年度（2019年度）工賃（賃金）実績】

施設種別	施設数（か所）	定員（人）	工賃支払対象者延人数	工賃支払総額（円）	平均工賃/月（円）
就労継続支援A型事業所	224	4,383	46,896	3,494,892,522	74,524
就労継続支援B型事業所	901	19,265	222,293	4,241,094,530	19,078
合計	1,125	23,648	269,189	7,735,987,052	28,738

《賃金と工賃について》

「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画においては、雇用関係において、企業、福祉工場、就労継続支援Ａ型事業所等と雇用契約を締結する場合には「賃金」、就労継続支援Ｂ型事業所、地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約を締結する場合には「工賃」としています。

【施設種別ごとの工賃（賃金）実績の推移】

	平成18年度(2006年度)		平成27年度(2015年度)		平成28年度(2016年度)		平成29年度(2017年度)		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)	
	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）	施設数（か所）	平均工賃/月（円）（/時間(円)）
就労継続支援A型事業所	13	68,778	202	60,168	210	67,911	216	70,061	227	72,906	224	74,524
就労継続支援B型事業所 ※平成18年度は入所・通所授産施設及び小規模通所授産施設を含む	213	15,305	690	17,491 (225)	738	18,213 (227)	800	18,810 (256)	852	18,966 (256)	901	19,078 (262)
全施設平均	230	17,306	892	29,196	948	27,881	1,016	28,684	1,079	29,113	1,125	28,738

【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

	平成18年度（2006年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）
工賃支払対象者延人数（人）	72,776	176,874	183,777	192,623	206,562	222,293
工賃支払総額（円）	1,113,806,394	3,093,700,941	3,347,156,960	3,623,222,775	3,917,733,468	4,241,094,530

※工賃実績調査（厚生労働省調査）

(5) 一般就労への移行状況

令和元年度(2019年度)における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は1,113人となっており、平成17年度（2005年度）実績（105人）と比較し、10.6倍の増加となっています。

また、法定雇用率*10が適用される道内の民間企業（3,735社）の障がいのある人の実雇用率は2.27%であり、全国平均(2.11%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.4%（1,883社）にとどまっているほか、障がいのある人を一人も雇用していない企業は30.8%（1,153社）と全国平均（30.0%）より高い水準にあります。（令和元年（2019年）６月１日現在）。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

種別		平成17年度（2005年度）	平成20年度（2008年度）	平成23年度（2011年度）	平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）
新体系（*11）	就労移行支援		98	318	430	523	529	575	638	652
	就労移行施設（養成施設）		5	5	0	7	3	0	0	0
	就労継続支援（Ａ型）		7	56	191	155	172	167	174	189
	就労継続支援（Ｂ型）		50	146	292	219	191	226	299	272
旧体系（*12）	身体	11	1	3						
	知的	60	41	7						
	精神	34	23	0						
合計		105	225	535	913	904	895	968	1,111	1,113

※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査（道調査）

【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等（令和元年（2019年）６月１日現在)】

法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成企業数		
	北海道	全国	北海道	全国	北海道		
%	%	%	%	%			企業
2.2	2.27	2.11	50.4	48.0	1,883	／	3,735

※令和元年（2019年）障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省北海道労働局）

《障害者雇用率制度について》

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。（障害者の雇用の促進等に関する法律）

法定雇用率は、平成30年（2018年）４月から算定基礎の対象に精神障がいのある人が追加されること

等から、民間企業では2.0%から2.3%（当分の間2.2%）に引き上げられます。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員50人以上から43.5人以上（当分の間45.5人以上）へと拡大されます。

(6) 地域生活移行状況

平成31年（2019年）４月１日から令和２年（2020年）３月31日までの地域生活移行者数は、88人となっています。

また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く57人(64.8%)となっています。

【退所者の状況】　（単位：人）

期間	地域生活移行（※）	入所施設（障がい）	他入所施設（老人）	地域移行型ホーム	病院	その他	計
H24.4.1～H25.3.31	114	59	13	1	88	143	418
H25.4.1～H26.3.31	178	60	15	0	96	147	496
H26.4.1～H27.3.31	157	61	31	1	109	172	531
H27.4.1～H28.3.31	99	54	15	1	90	160	419
H28.4.1～H29.3.31	88	32	10	2	96	166	394
H29.4.1～H30.3.31	88	41	24	1	92	179	425
H30.4.1～H31.3.31	58	48	20	0	102	215	443
H31.4.1～R2.3.31	88	46	19	2	100	185	440
【参考】							
H17.10.1～H24 3.31	2,548	890	143	15	560	965	5,121

※道外の利用者含む

【地域生活移行の内訳】　（単位：人）

期間	グループホーム	福祉ホーム	一般住宅	公営住宅	家庭復帰	その他	計
H24.4.1～H25.3.31	70	1	9	2	28	4	114
H25.4.1～H26.3.31	128	1	8	2	33	6	178
H26.4.1～H27.3.31	116	3	7	1	27	3	157
H27.4.1～H28.3.31	62	1	3	1	28	4	99
H28.4.1～H29.3.31	63	0	0	0	19	6	88
H29.4.1～H30.3.31	62	4	5	0	16	1	88
H30.4.1～H31.3.31	25	1	4	0	26	2	58
H31.4.1～R2.3.31	57	0	6	0	25	0	88
【参考】							
H17.10.1～H24 3.31	1,807	28	126	25	496	66	2,548

※H26.4まではグループホーム（共同生活援助）及びケアホーム（共同生活介護）の合計です。

(7) 特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の令和２年（2020年）３月における高等部卒業者1,186人のうち、就職は443人で全体の37.4%、福祉施設利用は645人で全体の54.4%となっています。

特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

【特別支援学校卒業生の進路状況】

（単位：人）

	学校／進路		視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	計	専攻科	
									視覚	聴覚
高等部	卒業生		9	15	1,075	78	9	1,186	8	6
	就職		2	6	431	4	0	443	3	5
	進学	専攻科等	1	0	0	0	0	1	0	0
		大学等	2	6	0	1	1	10	0	1
		教育訓練機関等	0	0	16	0	0	16	0	0
		小計	3	6	16	1	1	27	0	1
	福祉施設利用		3	3	582	53	4	645	0	0
	その他（入院、自宅療養等）		1	0	46	20	4	71	5	0

(8) 発達障がい者に対する支援の状況

平成28年（2016年）８月に施行された発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般にわたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

道では、北海道教育庁と共同し、また、「発達障害者支援（地域）センター*13」を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。

(9) 障がい児に対する支援の状況

平成28年（2016年）６月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケア*14を要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

さらに、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定することとなりました。

また、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

(10) 医療を必要とする在宅障がい児（者）等に対する支援の状況

重症心身障がい児(者)や医療的ケアを必要とする在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するためには、必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。

(11) 北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（令和２年（2020年）３月31日現在）

障がいのある人又は障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分*15認定や支給決定などについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

道では平成18年（2006年）４月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年（2012年）４月に

障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。

北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年（2006年）の新制度施行以降、129件の審査請求があり、うち98件が障害支援（程度）区分の認定に関するもの、29件が支給決定等に関するものとなっています。

なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。

【障害者介護給付費等不服審査会審議内訳】

採決内容	件数	請求内容	件数
認容	48件	障害支援（程度）区分関連	98件
棄却	54件	支給決定又は支給内容に関するもの	29件
取下	24件	その他	2件
却下	3件		
計	129件	計	129件

※　障害支援（程度）区分関連

障害程度区分(平成18年（2006年）４月～平成26年（2014年）３月)及び障害支援区分（平成26年（2014年）４月～）に関連する請求

３　主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況（令和２年（2020年）3月31日現在）

障害者支援施設の定員数は、平成29年（2017年）と令和２年（2020年）を比較すると 421名（3.9%）の減となっています。

また、就労継続支援Ａ型は、適正な事業運営と就労の質の向上を図るため、平成29年（2017年）４月から運営基準等の改正が行われたことにより、事業所数が減少となっています。

【サービス提供基盤の整備状況】

	平成29年(2017年)4月1日		令和2年(2020年)3月31日		差引	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
入所施設	209	10,929	204	10,508	▲ 5	▲ 421
生活介護	512	17,614	560	18,574	48	960
自立訓練（機能訓練）	3	22	17	267	14	245
自立訓練（生活訓練）	66	626	75	885	9	259
就労移行支援	199	2,120	168	1,897	▲ 31	▲ 223
就労移行支援（養成施設）	1	60	1	60	0	0
就労継続支援Ａ型	247	4,501	237	4,407	▲ 10	▲ 94
就労継続支援Ｂ型	780	15,823	973	19,818	193	3,995

※ 障害者支援施設の日中活動サービスはそれぞれのサービス種別へ計上している。

(2) 人材養成の状況

障がいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者（認定調査員・審査会委員・主治医）を養成するための研修等を行っています。

【研修修了者の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談支援従事者研修	376	457	510	417	383	335	351	213
サービス管理責任者研修	936	514	868	834	1,038	1,306	1,367	1,006
障害支援区分認定調査員研修	373	376	450	450	369	362	365	313
市町村審査会委員研修	47	103	96	96	59	90	59	68
主治医研修	535	715	600	587	374	387	228	385

※「障害支援区分認定調査員研修」については、平成25年度（2013年度）までは「障害程度区分認定調査員研修」として実施。